

# 中間市第 3 期債権管理計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 2 月 1 8 日

中間市

# 目次

1. はじめに	1
2. 計画期間	1
3. 実績と現状等	1～10
4. 目標	11
5. 目標実現に向けた取り組み	11～17

別表 1

別表 2

別表 3

## 1. はじめに

本市では公正かつ公平な市民負担の確保及び市債権管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的として、平成26年4月1日から「中間市債権管理条例」を施行し、市の債権の管理及び整理、回収に関する事務処理について全庁一体となった取組みを進めている。

本計画は「中間市債権管理条例」の規定に基づき、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として、平成27年度より3ヵ年間の債権管理計画を策定しており、令和2年度には第2期債権管理計画の計画期間が終了することから、本市の債権管理の課題や現状を踏まえ、今後3か年の債権管理計画を策定するものである。

なお、本計画内に明記されている各債権については、令和2年10月末時点で本市が保有している債権であり、現年分債権の発生がなく、滞納繰越分が完納となっている債権については、明記していないが、計画期間中に新たな債権が発生した場合は、債権管理マニュアルに基づき適正に処理を行うものとする。

## 2. 計画期間

令和3年度～令和5年度

## 3. 実績と現状等

### (1) 全体の実績、現状、課題について

債権保有課の目標徴収率の達成状況については、現年分徴収率は目標徴収率に近い数値となっているが、滞納繰越分徴収率に関しては、年度毎に異なる部署、毎年目標徴収率を下回っている部署が顕著に見受けられる。

全体の実績については、平成29年度から令和元年度までの徴収実績は、別表1、2のとおりとなっており、令和元年度末の収入未済額は543,975千円で、平成29年度末の収入未済額880,045千円と比べると、336,070千円減額となっている。この内、291,831千円が不納欠損額である。

不納欠損処理に関して、時効到来前までに、滞納者の資力の有無を十分に把握し、滞納処分のできる財産が無い場合などには、滞納処分の停止を行い、私債権については、時効到来後に債権放棄事由に該当するものは、債権放棄の実施することについて重点をおいてきた。不納欠損額のうち、137,611千円は債権放棄によるもので、平成26年度に中間市債権管理条例が施行されてから、債権放棄を毎年度行ない、債権整理を積極的に取組んできた成果であると考えられる。

しかし、財産がある滞納者に対して、強制徴収債権に関しては滞納処分、非強制徴収債権に関しては裁判上の請求により徴収することができていない部署がある。特に、裁判上の請求については、ほとんどの部署が実施できていない。

実施できていない理由としては、債権管理に関する知識及び認識不足、職員不足、債権管理システム機能不足、裁判への抵抗感など、様々な理由があると思われるが、市民負担の公平性の確保に向け、全庁一体となった債権管理を行う必要があり、積極的に実施していく必要がある。

## (2) 各債権の実績、現状、課題について

### 【市税】強制徴収公債権：5年 収納課

現年分徴収率は、各年度ともに目標徴収率に達し、平成30年度以降は99%と高い水準で維持できている。滞納繰越分徴収率は、平成30年度まで目標徴収率を上回ることができたが、令和元年度は目標徴収率を下回っている。これは、滞納者の資力の有無を判断し、徴収の猶予や滞納処分の停止等を適正に実施しているためである。

市税全体の現年分徴収率は、99%前後と高い水準をあげ、収入済額は毎年微増している。滞納繰越額では、平成29年度末から令和元年度末にかけて、30,222千円を減額することができた。

不納欠損については、平成29年度より滞納処分の停止を積極的に実施し、定期的な財産調査の結果に基づき、不納欠損処理しているため、滞納繰越額の減少につながっている。

新型コロナウイルスの影響により、所得や雇用の減少により滞納者の担税力の低下が見込まれるため、更なる職員の意識向上を図り、引き続き滞納者の財産調査を継続し、資力ある滞納者には強制徴収を、資力ない滞納者には滞納処分の停止を適正に判断し、財源を確保していく必要がある。

### 【国民健康保険税】強制徴収公債権：5年 収納課

現年分徴収率は年々増加傾向にあるが、滞納繰越分は、滞納者の資力の有無を判断し、徴収の猶予や滞納処分の停止等を適正に実施したことにより、滞納繰越分徴収率が低下した。

現年分と滞納繰越額の合計収入済額は毎年減少しているが、徴収率は上昇している。これは、収入未済額が平成29年度末の188,053千円から令和元年度末の140,583千円に減少したことからわかるように、資力のない滞納者の滞納処分の停止を数年に渡り、継続的に実施し、不納欠損処理してきた成果と思われる。

新型コロナウイルス流行の影響により失業者の増加が懸念され、国民健康保険の加入者増加が見込まれる。前年所得への賦課の性質上、退職後の無収入時でも課税されるが、特例の減免制度が施行されたため、対象者に対し遺漏無きよう周知し申請するように促す必要がある。

引き続き、現年分の徴収率を維持しつつ、滞納繰越分の徴収率向上に努める。そのた

めには、滞納者の財産調査を継続し、資力ある滞納者には強制徴収を、資力ない滞納者には滞納処分の停止を適正に判断し、財源を確保していく必要がある。

**【介護保険料】強制徴収公債権：2年 収納課**

現年及び滞納繰越分徴収率は、各年度ともに目標徴収率に達している。

現年分徴収率は99%以上で年々上昇しているが、滞納繰越分徴収率は各年度とも30%以上を維持している。

介護保険料は、大半の方が年金からの特別徴収により納付している。

滞納者の多くは、年金からの特別徴収の対象とならない者（年金年額18万円未満、無年金、年金担保者）であり、低所得者が多いと思われる。

収入未済額については平成29年度末の14,769千円から令和元年度末の8,300千円まで減額することができた。

令和3年度には年金担保制度が廃止されるため、特別徴収による納付が増加することが見込まれる。

今後も、滞納者及び連帯納付義務者の生活状況を十分把握し、資力の有無を財産調査等で判断して、適正に滞納処分を継続し行っていく必要がある。

**【後期高齢者医療保険料】強制徴収公債権：2年 収納課**

現年徴収率で目標徴収率に達しているのは平成29年度のみであるが、全ての年度で99.7%と高い徴収率を維持している。滞納繰越分徴収率は、全ての年度で目標徴収率を大きく下回っている。

後期高齢者医療保険料は、医療機関に受診する際に必要な保険証となるため、納付意識は高いようである。

介護保険料と同様で、大半の方が年金からの特別徴収により納付している。

滞納者の多くは、年金からの特別徴収の対象とならない者（年金年額が18万円未満、無年金、年金担保者）のため、いずれも生活困窮者と思われる。

収入未済額については平成29年度末の4,666千円から令和元年度末の3,664千円に減額することができた。

令和3年度には年金担保制度が廃止されるため、特別徴収による納付が増加することが見込まれる。

今後も、滞納者の生活状況を十分把握し、資力の有無を財産調査等で判断して、適正に滞納処分を継続し行っていく必要がある。

**【公共下水道事業受益者負担金】 強制徴収公債権：5年 下水道課**

現年徴収率は、平成30年度のみ目標徴収率に達しており、その他の年度は目標徴収率に達していないが、近い数値となっている。滞納繰越分徴収率は、平成29、30年度ともに目標徴収率に達している。

財産がある者に対しては、滞納処分を実施しているが、居所不明者や相続等の権利関係が複雑な案件、専門的な知識が必要となる案件については、徴収が難しく対応に苦慮している。

**【公共下水道使用料】 強制徴収公債権：5年 下水道課**

上水道課に料金徴収業務を委任している。

現年徴収率は、令和元年度以外は目標徴収率に達している。滞納繰越分徴収率は、各年度ともに目標徴収率に達していない。

徴収の取組として、催告書・給水停止通知書の送付、給水停止を執行することで納付に繋がっているが、生活困窮などで一括納付ができず分割納付となる者も多く、滞納解消までに期間を要している。

水道使用中止者に対しては、給水の停止等の措置がとれないため、住民票を調査し、現住所地に催告書を郵送している。

また、使用している水道料金システムの滞納整理に関する機能が不十分なため、効率的な債権管理ができていない状態である。

**【地域下水道使用料】 非強制徴収公債権：5年 下水道課**

上水道課に料金徴収業務を委任している。

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、各年度の目標徴収率に達してない。

徴収の取り組みとして、催告書・給水停止通知書の送付、給水の停止を執行し、納付につながっているが、生活困窮者も多いため、滞納解消まで期間を要している。

水道使用中止者に対しては給水の停止等の措置がとれないため、住民票を調査し催告書を郵送している。

また、使用している水道料金システムの滞納整理に関する機能が不十分なため、効率的な管理ができていない状態である。

**【保育料徴収金（公立）】 強制徴収公債権：5年 こども未来課**

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、平成30年度以外は目標徴収率に達している。

令和元年10月から保育料無償化が開始され、調定件数が大きく減少したことで、令和元年度の現年徴収率は99.0%と高い徴収率となった。

また、現年分滞納については児童手当からの特別徴収を実施し滞納解消に努めている。

**【保育料徴収金（私立）】強制徴収公債権：5年 こども未来課**

現年徴収率は、平成 29 年度以外は目標徴収率に達している。滞納繰越分徴収率は、令和元年度以外は目標徴収率に達している。

令和元年 10 月から保育料無償化が開始され、調定件数が大きく減少したことで、令和元年度の現年徴収率は 99.6%と高い徴収率となった。

現状は、各保育園と委託契約を締結し、現年分の徴収を各保育園で行うことで比較的滞納が発生しづらい状況であったが、県監査で指摘を受け、令和 3 年度以降は委託契約を継続することができなくなった。そのため、令和 3 年度以降、現年徴収率が低下しないように適切な債権管理が必要となっている。

また、現年分滞納については児童手当からの特別徴収を実施し現年分の滞納解消に努めている。

**【児童扶養手当返還金（不正利得）】強制徴収公債権：5年 こども未来課**

現年分は債権が発生しておらず、滞納繰越分徴収率は、平成 30 年度のみ目標徴収率に達している。

平成 28 年度以降に債権は発生しておらず、滞納者も少なく分割納付を履行している。

今後、新たに債権が発生した場合は、財産調査等で財産状況を判断し適切な滞納処分を行っていく。

**【児童扶養手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課**

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、平成 30 年度以外は目標徴収率を下回っている。特に、令和元年度の現年徴収率については目標徴収率を大幅に下回っており、原因としては、新規債権が年度末に発生したことにより、年度内に回収できなかったためである。

また、滞納繰越分の徴収については、滞納者へ催告等ができていない案件が多数見受けられている。

さらに、障害年金の遡及受給により債権が発生し一括納付できなかった者については、高額滞納者で生活困窮世帯も多いため、長期少額分納となっている案件もある。

**【堤防道路水面使用料】非強制徴収公債権：5年 建設課**

現年徴収率は、平成 30 年度のみ目標徴収率に達している。その他の年度も 99.0%と高い数値を維持している。滞納繰越分は、平成 30 年度に全額を回収（滞納繰越分徴収率 100%）している。適正に管理できており、徴収することができている。

**【老人福祉施設措置費徴収金】非強制徴収公債権：5年 介護保険課**

現年分徴収率は各年度ともに 100%で推移しており、滞納は発生しておらず、課題は特に生じていない。

**【生活援助員派遣入所手数料】非強制徴収公債権：5年 介護保険課**

現年分徴収率は各年度ともに100%で推移しており、滞納は発生しておらず、課題は特に生じていない。

**【生活保護費返還金（78条）】強制徴収公債権：5年 生活支援課**

現年分徴収率は令和元年度のみ目標徴収率に達している。滞納繰越分徴収率は各年度とも目標徴収率に達していない。

法改正（平成26年7月1日施行）に伴い、強制徴収が可能となった。しかし、施行日以前の保護費支給分は非強制徴収債権であるため、滞納繰越分の徴収率は低くなっている。

本債権の滞納者は不正で得た金銭を消費済みで、返還する意識が低く悪質な案件が多い。特にその中でも、生活保護が廃止となった滞納事案は、徴収困難となっているものが多い。生活保護受給者については、誓約書をもらい保護費より納付を行っているため、少額ではあるが徴収できている。

また、分納不履行者に対して催告書を発送しているが、無反応者が多く、反応があった者でも無資力で少額分納しか行えない等の理由で、収納率の大幅な向上には結びついていない。

さらに、居住地が不明の場合や相続人が不明の場合などで、滞納者と連絡が取れない案件もあり課題となっている。

**【生活保護費返還金（63条）】強制徴収公債権：5年 生活支援課**

現年分徴収率は、平成30年度のみ目標徴収率に達していないが、ほぼ近い数値となっている。滞納繰越分徴収率は、平成30年度のみ目標徴収率に達している。

法改正（平成30年10月1日施行）に伴い、強制徴収が可能となった。しかし、施行日以前の保護支給分は非強制徴収債権であるため、滞納繰越分の徴収率が低くなっている。

78条に比べ現年の徴収率が高いのは、63条の性質上一括納付が可能な案件が多いためである。しかし、一括納付ができなかった者で生活保護受給者については、78条の返還金と同様に、誓約書をもらい保護費より納付を行っているが、生活保護が廃止となった者については徴収困難案件が多くなっている。

また、分納不履行者に対して催告書を発送しているが、無反応者が多く、反応があった者でも無資力で少額の分割納付しか行えない等の理由で収納率の大幅な向上には結びついていない。

さらに、居住地が不明の場合や相続人が不明の場合などで、滞納者と連絡が取れない案件もあり課題となっている。



**【生活保護費不正受給損害賠償金】私債権：5年（3年） 生活支援課**

平成28年度に損害賠償請求を行い、その後、資力が無いことを理由に履行等もなく徴収できていない状況である。滞納者とは電話にて連絡をとり、臨戸訪問も実施したが面談には至っていない。

**【市有土地建物貸付料】私債権：5年（5年） 公共施設管理室**

現年徴収率は、各年度目標徴収率に達していない。滞納繰越分徴収率は平成30年度のみ目標徴収率に達していない。

令和元年度において債務者の一部が生活困窮者や収入不安定者となったことにより現年徴収率が減少しており、今後、収入状況の改善が見込めない場合の対応を早急に検討する必要がある。

滞納繰越分については高額滞納者の一括納入により徴収率が増加したが、他の滞納者については納入に応じない悪質な者も含まれているため、納入を促す方法を検討する必要がある。

また、債務者が行方不明、あるいは倒産状態の法人となっている困難事案については借地上建物の取扱いも含め弁護士に相談の上、費用対効果を考慮しながら対応する必要がある。

**【奨学資金貸付金】私債権：5年（10年） 学校教育課**

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、各年度の目標徴収率に達していない。

課題として、連帯保証人や相続人への催告ができていないため、奨学生の返還が滞っている場合には、積極的に連帯保証人や相続人への返還請求を行う必要がある。

**【国民健康保険診療費報酬不当利得債権】非強制徴収公債権：5年 健康増進課**

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、各年度の目標徴収率に達していない。

令和2年度は滞納繰越分として24件（791,063円）の債権を保有しているが滞納繰越分24件中5件（502,043円）については、保険者間調整による収納が見込まれている。

なお、国民健康保険から社会保険に変更になった際、社会保険証が本人の手元に届くまで時間を要するため、その間、国民健康保険で受診するケースがあるが、医療機関がレセプトの返戻を断るケースが増え、債権となるケースが大幅に増えている。

また、令和元年度末頃より、柔整のレセプトについて、平成28年9月30日付厚生労働省事務連絡に基づき、全件返戻不可とする旨の連絡が国保連合会からあり、今後さらに債権が増加することが予想される。

**【公費医療費第三者行為返還金】私債権：5年（3年） 健康増進課**

各年度、新たに債権は発生していない。滞納繰越分徴収率は、各年度ともに目標徴収率に達していない。

令和元年度末時点で債務者1人、債権額30,000円の未納が発生している。平成30年5月から納付されておらず、本人との連絡も途絶えている状況である。本人に連絡した際、経済的に厳しい状況で、納付が難しい旨の回答を受けており、粘り強く回収していく必要がある。なお、本人に支払の意思はあると考えられる。

**【公営住宅使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課**

現年及び滞納繰越分徴収率ともに、各年度の目標徴収率に達していない。

少額の滞納については電話催告や催告書の送付、臨戸訪問により早期解消ができていく。しかしながら、仕事がない、収入が少ない、借金や税の滞納がある等、特定の世帯において資力がなく年間を通して家賃の徴収が難しい現状がある。こうした世帯については、電話や文書による催告、臨戸訪問を行っても支払わない場合が多く、支払ったとしても新たな滞納が発生することもあり納付締切日に対する意識も希薄である。

今後の課題として、面談や調査の結果、収入が著しく低い場合などで家賃の支払いが難しい入居者に対しては、滞納が発生する前に減免措置を講じるための減免規定を整備する必要がある。

**【市営住宅駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課**

現年徴収率は平成30年度のみ目標徴収率に達している。滞納繰越分徴収率は現年徴収率の目標徴収率が3か年とも100%であったため設定されていないが、平成29年度に滞納が発生した分は翌年度に滞納分を全額回収（100%）している。しかし、令和元年度の現年徴収率が92.8%となり、令和2年度に滞納繰越をしている。

期限内の納付意識が薄いためか納期限までに使用料を納付しない世帯があり滞納が発生しているが、滞納件数及び金額は少なく、翌年度内には全額納付となっている。

しかしながら、令和元年度については中鶴建替事業による中鶴更新住宅1棟の駐車場整備に伴い駐車場契約者が増加し、滞納繰越額が増える結果となった。

今後の課題は駐車場契約者に対し、これまで以上に納期限までの納付を強く意識させ、滞納繰越が発生しないよう年度内に使用料を全て納付させる必要がある。

【市営駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課

現年徴収率は、各年度とも目標徴収率に達していないが、ほぼ近い数値となっている。滞納繰越分徴収率は、各年度とも目標徴収率に達している。

全体の契約者数から見れば僅かではあるが納期限までに使用料を納付しない者がいるため、滞納が発生している。今後の課題は年度内に使用料を全て納付させることである。

【住宅新築資金貸付金】私債権：5年（10年） 人権男女共同参画課

令和2年4月1日時点で総貸付額に対する償還率は95.98%となっている。

（未償還額 72,073,980円）

新規貸付は行われていないため、新たな債権は発生せず、福岡県償還推進助成事業を引き続き活用していく。

また、様々な要因から償還困難事案が多数あるため、新たな分納者がなく、元利収入額は漸減している。

引き続き通常の債権管理業務に加え、各事案を精査しながら債権放棄についても随時検討して行く。

【水道料金】私債権：5年（2年） 上水道課

現年及び滞納繰越分徴収率は、各年度とも目標徴収率に達していない。

滞納件数の圧縮のため、徴収できない事案については債権放棄を実施しているが、段階的に調査を行っている状況である。

徴収の取組みとして、催告書・給水停止通知書の送付や給水停止の執行で納付に繋がっているが、生活困窮者も多いため、滞納解消までに期間を要している。

水道使用中止者に対しては、給水停止等の措置がとれないため、住民票を調査し催告書を郵送している。

また、使用している水道料金システムの滞納整理に関する機能が不十分なため、効率的な債権管理ができていない状態である。

【診療費】私債権：5年（3年） 市立病院

現年徴収率は、各年度とも目標徴収率に達している。滞納繰越分徴収率は、各年度とも目標徴収率に達していない。

平成28年以前（3年前以前）の債権が多くなっており、適正な調査のうえ、滞納整理を行っていく。また、今まで行ってきた債権管理を再度精査し、債権管理業務の効率化を図る。

【病後児保育利用負担金】私債権：5年（2年） さくら保育園  
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【延長保育料】非強制徴収公債権：5年 さくら保育園  
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【一時預かり保育利用負担金】私債権：5年（2年） さくら保育園  
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【保育園主食費】私債権：5年（2年） さくら保育園  
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【保育園通園バス利用料】私債権：5年（1年） さくら保育園  
例年現年徴収率は100%で推移しており、滞納はない。

【保育園副食費】私債権：5年（2年） さくら保育園  
令和元年10月から保育料無償化が開始に伴い発生した債権のため、各年度の目標徴収率の設定はないが、令和元年度の現年徴収率は100%で滞納はない。

#### 4. 目標（各債権の令和3～5年度目標徴収率）

（別表3参照）

#### 5. 目標実現にむけた取組

##### （1）基本方針

- ・徴収困難事案の債権管理係への移管

債権保有課で取り扱っていた徴収困難事案を債権管理係へ移管し、徴収の強化及び適正な債権整理への取組み

- ・コンビニ収納による納税・納入機会の充実

金融機関営業時間外の利用機会を充実させることにより、納期限内納付・納入と納付・納入機会がないとする滞納者の徴収強化

- ・滞納繰越額の圧縮

現年度分の目標徴収率を達成すると共に、滞納繰越分の債権整理を強化し、最大限の圧縮を図るための取組み

- ・新型コロナウイルスの影響による徴収困難事案の早期対応

徴収猶予特例制度活用の債権については、徴収猶予期間終了後、早期に財産調査を行い、資力の有無を確認し滞納処分を実施

その他の債権については、中間市債権管理条例に沿って早期に債権整理を実施

- ・全庁一体となった取組みの推進

全職員が中間市の財政状況を十分把握しつつ、債権整理の重要性・必要性を認識してもらおう。

債権保有課職員については、債権整理の緊急性を認識してもらい、適正公平な債権整理を全庁統一で取組んでもらうと共に、債権整理業務のスキルアップを図る。

##### （2）各債権の取組み

###### 【市税】強制徴収公債権：5年 収納課

市税の中でも徴収率が低い軽自動車税については、使用または所有していないにも関わらず、廃車手続きを行っておらず賦課され続けているものが多くある。滞納者との折衝や現地調査等を行い、滞納者に廃車手続きを促し、課税保留が可能な案件は担当課に課税保留を働きかける。

固定資産・都市計画税については、滞納者が所有する固定資産以外に財産がなければ、固定資産の換価価値を適正に判断し、滞納処分を行っていく。

市民税については、滞納者は営業所得者や退職・離職者などが多く、現状の収入状況を把握するために時間を要することが多い。そのため、積極的に現地調査や搜索等で資力の有無を把握し、滞納額が増加する前に、早期に適正に滞納処分を行っていく。

市外滞納者については、定期的に実態調査や財産調査を行い、財産の有無を確認し、滞納処分を行っていく。

高額事案や徴収困難事案については、福岡県地方税徴収機動班や国税 OB の税務徴収指導員と協同して滞納整理を行っていく。

また、滞納者との折衝や財産調査を行う上で各種の猶予制度に該当しないかを判断し、適用させ滞納額の増額を防ぐ。

#### 【国民健康保険税】 強制徴収公債権：5年 収納課

滞納者の多くは、営業所得者や退職・離職者などで、資力に限界がある者が多い。

また、新型コロナウイルスの影響により国保加入者や滞納額が増加する見込みがあるため、各種減免制度や猶予制度を周知させ適用させることで滞納額の増額を防ぐ。

その他の方針としては①低所得の国民健康保険加入者は、家族等の社会保険被扶養者としての加入を促す②給与所得者は、給与調査を行い社会保険加入の有無を確認し、加入者には国保喪失手続きを行う③営業所得者は、必要経費などの控除を適正に処理し、適正な所得額で賦課されているかを確認することを意識し滞納整理を行っていく。

市税と同様、高額事案や徴収困難事案については、福岡県地方税徴収機動班や国税 OB の税務徴収指導員と協同して滞納整理を行っていく。

#### 【介護保険料】 強制徴収公債権：2年 収納課

「3. 実績と現状等」(P.3)に記載のあるように、滞納者の多くは年金からの特別徴収の対象ならない者で低所得者が多い。

そのため、連帯納付義務者を含め、財産調査を行い、資力の有無を確認した上で、資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、強制徴収を実施し、資力のない滞納者に対しては、家族構成等で扶養援助が可能であれば助言を行ない、計画的な納付を促すとともに、適正公平な滞納処分に努める。

#### 【後期高齢者医療保険料】 強制徴収公債権：2年 収納課

「3. 実績と現状等」(P.3)に記載のあるように、滞納者の多くは年金からの特別徴収の対象とならない者で低所得者が多く、賦課対象の大半が75歳以上の高齢で、収入面の増加を見込むことは難しい。

そのため、連帯納付義務者を含め、財産調査を行い、資力の有無を確認した上で、資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、強制徴収を実施し、資力のない滞納者に対しては、家族構成等で扶養援助が可能であれば助言を行ない、計画的な納付を促すとともに、適正公平な滞納処分に努める。

**【公共下水道事業受益者負担金】 強制徴収公債権：5年 下水道課**

例年どおり納付相談会の実施や滞納者への連絡・訪問による自主納付を促すなど、債権が複雑化する前に債権回収を行う。また、必要に応じて実態調査を行い、資力があるにもかかわらず納付しないものについては強制徴収を実施し、資力がないものや、居所不明者に対しては、執行停止処分を行うなど、適正な債権管理を行う。

**【公共下水道使用料】 強制徴収公債権：5年 下水道課**

現在の停水措置や、催告書の送付に対する取り組みを維持しつつ、水道料金システムの更新や新規導入にむけた課題を解決し、滞納整理を強化する。

また、差押え等の強制徴収を視野に、財産調査を実施し、滞納解消に向けた取り組みを実施していく。

高額滞納案件や滞納者の調査、停水以外の措置として、収納課と連携しながら事案に対応していく必要がある。

**【地域下水道使用料】 非強制徴収公債権：5年 下水道課**

現在の停水措置や、催告書の送付に対する取り組みを維持しつつ、水道料金システムの更新や新規導入にむけた課題を解決し、滞納整理を強化する。

また、個人情報収集の同意書を徴取することにより、効率的に滞納者の調査を実施し、適正な管理に努める

高額滞納案件や滞納者の調査、停水以外の措置として、収納課と連携しながら事案に対応していく必要がある。

**【保育料徴収金（公立、私立）】 強制徴収公債権：5年 こども未来課**

現年度分の徴収率を向上させるため、令和3年4月から口座振替、コンビニ収納の開始を予定しており、開始後は保護者に対して、口座振替への切り替えを勧奨していく。

滞納が発生した際は、早期に催告を行ない、児童手当からの特別徴収が可能な案件は特別徴収を行い、不可能な案件は財産調査を行い、強制徴収もしくは執行停止を行う。

なお、執行停止案件については、処分後に財産状況が改善していないか適宜調査をし、不納欠損に備えていく。

**【児童扶養手当返還金（不正利得）】 強制徴収公債権：5年 こども未来課**

滞納者の財産状況等を踏まえて、納付額及び執行停止等の適正な処分を行なっていく。また、新規に不正利得事案を発生させないように、新規認定請求時や現況届の際に注意喚起や生活実態の確認を行い、新規事案を未然に防いでいく。

【児童扶養手当返還金（不当利得）】非強制徴収公債権：5年 こども未来課

台帳管理を徹底し、債権発生時に、一括で納付できない者については、早期に納付相談を行なうことで、適切な債権回収を行なっていく。

また、分割相談時に長期分納となる世帯については、地方自治法施行令第171条の7の免除規定を念頭に、収納課と協議し債権整理を進めていく。

【堤防道路水面使用料】非強制徴収公債権：5年 建設課

これまで、高額、悪質滞納などはなく、不納欠損となった事案もないが、そのような事案が発生した場合、無資力の滞納者に対しては徴収停止を慎重に判断する必要がある、資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、納付催告等を積極的に働き掛けていくなど、債権管理マニュアルに沿った適正な処理をしていく。

【老人福祉施設措置費徴収金】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

現年徴収率100%を維持するため、適宜納付状況を確認しながら滞納を発生しないようにする。

【生活援助員派遣入所手数料】非強制徴収公債権：5年 介護保険課

現年徴収率100%を維持するため、適宜納付状況を確認しながら滞納を発生しないようにする。

【生活保護費返還金（78条）】強制徴収公債権：5年 生活支援課

保護廃止した者で督促状発送後反応のない者については、催告書の発送・電話催促・臨戸訪問、財産調査などを実施し、資産状況を把握した上で適切な納付計画を立て徴収を行う。また、滞納者死亡の場合の相続人調査を行い、相続人に対し請求を行う。

強制徴収可能な案件は財産調査等を行い、適宜、差押や執行停止を行っていく。

【生活保護費返還金（63条）】強制徴収公債権：5年 生活支援課

保護廃止した者で督促状発送後反応のない者については、催告書の発送・電話催促・臨戸訪問、財産調査などを実施し、資産状況を把握した上で適切な納付計画を立て徴収を行う。また、滞納者死亡の場合の相続人調査を行い、相続人に対し請求を行う。

強制徴収可能な案件は財産調査等を行い、適宜、差押や執行停止を行っていく。

【生活保護費不正受給損害賠償金】私債権：5年（3年） 生活支援課

滞納者へ催告を行うとともに、調査可能な範囲で財産等の調査を行い、滞納者の生活状況などを確認し、債権管理マニュアルに従い適正に処理を行っていく。



**【市有土地建物貸付料】私債権：5年（5年） 公共施設管理室**

高額滞納事案や徴収困難事案については、現在の収入状況を調査し、債務者との折衝の上、収入状況等を確認し計画的な分納を促す。完済の見込みのない者については、財産調査等を行い、徴収停止もしくは債権放棄に該当しないか判断をする。

訪問徴収を積極的に行い納入を促すとともに、生活困窮者や収入不安定者については、分納誓約または連帯保証人への履行請求により徴収率の増加に取り組む。

また、徴収と併せ借地上建物の解体または売却を促すなど、今後債権が発生しないための取組についても強化する。

これら取組を実施したにも関わらず、反応が無いものや納付に応じない滞納者に対しては適宜、裁判上の請求（支払督促、通常訴訟など）を検討する。

**【奨学資金貸付金】私債権：5年（10年） 学校教育課**

債権放棄、不納欠損を実施するため、返還が滞っている者に積極的な臨戸、催告を行っていく予定であるが、令和2年度における債権放棄、不納欠損の見込みは現在のところはない。

また、強制執行を伴うような困難案件については、収納課に事務移管をすることにより、長期的に返還がなかった者への裁判上の請求（支払督促など）を視野に入れた催告を行っていく。

**【国民健康保険診療費報酬不当利得債権】非強制徴収公債権：5年 健康増進課**

保険者間での医療費調整には債務者の承諾や当該保険者との調整等が必要であり納付までに多大な事務量と時間を要すことから、原則として債務者から直接の納付を促すこととしているが、債権額が高額な事案等については保険者間調整を活用し確実に債権の回収ができるよう努める。

また、令和2年7月から「包括的合意に基づく国保保険者間調整」により、国保保険者間で過誤調整が可能となったことから積極的に活用していきたい。

本債権は比較的少額な債権が多いことから費用対効果を考慮し、裁判上の請求（支払督促など）に至らないように、債務者と接触を図り、収納見込みのない少額債権について、徴収停止の要件に該当するか判断し処理を行っていく。

**【公費医療費第三者行為返還金】私債権：5年（3年） 健康増進課**

本人と接触する機会を設け、履行を促すとともに、財産調査に向けた本人同意を経て財産を調査し、本人に履行能力があるかどうかの確認を行う。本人に履行能力が無い場合は、徴収停止の要件に該当するか判断し、最終的には債権放棄、不納欠損も視野に入れた処置を行う。

**【公営住宅使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課**

定期的に催告書を送付し、指定期限までに納付や連絡がない場合、すみやかに連帯保証人への催告を行い、臨戸訪問及び電話等の催告により、滞納者と接見した場合は生活状況などの確認を行う。

一括で納付できない、しない者で誠意の無い者に対しては、建物明渡請求及び訴訟を視野に入れた徴収を行い、無資力な入居者、退去者、死亡者（相続人）、生活保護受給者に対しては、減免制度、履行延期特約や徴収停止などの猶予制度もしくは債権放棄に該当しないか判断し債権処理を行っていく。

**【市営住宅駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課**

滞納繰越が発生しないための取り組みとして、毎月の納付書発送時に未納のお知らせを同封することで未納であることの意識づけをする。

また、不定期で行っていた電話連絡や文書送付、臨戸訪問を定期的に変更し、早期に納入するよう指導を行う。

**【市営駐車場使用料】私債権：5年（5年） 都市計画課**

滞納繰越が発生しないよう期限内納付を電話や文書催告により徹底させる。それでも納付しない者については、臨戸訪問、駐車場の解約、裁判上の請求を前提とした文書の送付も行い滞納解消に結び付ける。

**【住宅新築資金貸付金】私債権：5年（10年） 人権男女共同参画課**

現在の分納者に対し、分納不履行が無いよう随時状況を把握する。償還困難事案については、相続関係図を含めた滞納者情報を随時更新し、中間市債権管理条例の債権放棄の条項に該当事案については、債権放棄を行う。

**【水道料金】私債権：5年（2年） 上水道課**

現在の停水措置や、催告書の送付に対する取り組みを維持しつつ、水道料金システムの更新や新規導入にむけた課題を解決し、滞納整理を強化する。

また、個人情報収集の同意書を徴取することにより、効率的に滞納者の調査をおこなう、徴収できない事案については、適正に債権放棄を実施していく。

高額滞納案件や滞納者の調査、停水以外の措置として、収納課と連携しながら事案に対応していく必要がある。

**【診療費】私債権：5年（3年） 市立病院**

令和3年第2回臨時会において市立病院事業の廃止が可決されたため、令和3年度以降は現年分の診療費は発生しない。

平成28年度をピークに過去3年度で約2,400千円の債権を徴収できており、引き続き、催告書による納付指導をし、納付困難なケースは、計画的な分納納付や聴き取り実態把握を行う。また、過年度滞納繰越分のうち、約75%が平成28年度以前（3年前以前）の債権となっていることから、滞納者の実態把握を徹底し、債権放棄、不納欠損を実施する。

催告書による納付指導を強化すると共に、反応が無いものや資力があるにも関わらず納付に応じない滞納者に対しては、臨戸調査を実施し適切な債権管理に努めることとし、令和5年度までに滞納繰越分徴収率を100%とすることを目標とする。

**【病後児保育利用負担金】私債権：5年（2年） さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

**【延長保育料】非強制徴収公債権：5年 さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

**【一時預かり保育利用負担金】私債権：5年（2年） さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

**【保育園主食費】私債権：5年（2年） さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

**【保育園通園バス利用料】私債権：5年（1年） さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

**【保育園副食費】私債権：5年（2年） さくら保育園**

今後も納付状況を確認しながら、保育士と連携し徴収に努める。

徴収実績表

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率			徴収実績率		
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1	市税	収納課	現年分	98.4%	98.7%	98.8%	98.9%	99.1%	99.1%
			滞納繰越分	24.9%	34.3%	34.4%	31.5%	35.6%	28.1%
2	国民健康保険税	収納課	現年分	92.2%	94.9%	95.0%	94.8%	94.9%	94.7%
			滞納繰越分	19.4%	28.6%	28.7%	28.5%	28.8%	25.0%
3	介護保険料	収納課	現年分	99.1%	99.5%	99.6%	99.4%	99.6%	99.6%
			滞納繰越分	19.9%	33.5%	33.6%	33.4%	35.0%	34.8%
4	後期高齢者医療保険料	収納課	現年分	99.5%	99.8%	99.9%	99.7%	99.7%	99.7%
			滞納繰越分	67.4%	47.3%	47.5%	47.2%	39.5%	33.3%
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	97.6%	98.0%	97.4%
			滞納繰越分	15.0%	30.0%	30.0%	30.2%	35.1%	29.3%
6	公共下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	98.5%	98.5%	89.1%
			滞納繰越分	60.0%	40.0%	40.0%	32.4%	33.1%	33.3%
7	地域下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%	97.1%	97.5%	97.5%
			滞納繰越分	60.0%	40.0%	40.0%	39.8%	34.9%	34.5%
8	保育料徴収金(公立)	子ども未来課	現年分	98.0%	99.0%	99.0%	99.8%	98.4%	99.0%
			滞納繰越分	28.0%	40.0%	40.0%	36.5%	33.7%	41.7%
9	保育料徴収金(私立)	子ども未来課	現年分	98.0%	99.0%	99.0%	97.5%	99.6%	99.6%
			滞納繰越分	28.0%	40.0%	40.0%	38.8%	41.0%	37.2%
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	子ども未来課	現年分	100.0%	95.0%	95.0%	0.0%	-	-
			滞納繰越分	-	19.0%	23.0%	14.7%	35.5%	18.7%
11	児童扶養手当返還金(不当利得)	子ども未来課	現年分	100.0%	95.0%	95.0%	92.5%	98.8%	32.2%
			滞納繰越分	-	5.0%	5.0%	4.7%	6.1%	3.8%
12	堤防道路水面使用料	建設課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	99.0%
			滞納繰越分	-	100.0%	-	75.1%	100.0%	-
13	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
14	生活援助員派遣入所者手数料	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
15	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	現年分	90.0%	15.0%	16.0%	14.4%	11.6%	31.6%
			滞納繰越分	10.0%	7.3%	7.4%	7.2%	7.0%	6.8%
16	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	現年分	90.0%	80.0%	82.0%	94.5%	79.1%	86.7%
			滞納繰越分	10.0%	9.1%	9.2%	9.0%	37.5%	8.4%
17	生活保護費不正受給損害賠償金	生活支援課	現年分	-	-	-	-	-	-
			滞納繰越分	-	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%

(別表1)

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率			徴収実績率		
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	市有土地建物貸付料	公共施設管理室	現年分	90.0%	99.0%	99.0%	98.3%	96.5%	95.8%
			滞納繰越分	5.0%	7.0%	10.0%	6.4%	2.7%	33.6%
19	奨学資金貸付金	学校教育課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	65.5%	86.0%	80.3%
			滞納繰越分	53.0%	30.0%	30.0%	22.2%	17.8%	14.0%
20	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	91.4%	80.8%	77.1%
			滞納繰越分	-	93.2%	100.0%	91.7%	79.4%	86.5%
21	公費医療費第三者行為返還金	健康増進課	現年分	-	-	-	-	-	-
			滞納繰越分	-	100.0%	-	12.5%	0.0%	0.0%
22	公営住宅使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%	97.3%	97.4%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%	17.5%	21.1%	20.3%
23	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	100.0%	92.8%
			滞納繰越分	-	-	-	100.0%	100.0%	-
24	市営駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	99.4%	97.5%
			滞納繰越分	2.0%	10.0%	10.0%	7.5%	31.0%	33.8%
25	住宅新築資金貸付金	人権男女共同参画課	償還率	設定なし	89.5%	90.5%	-	94.7%	96.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
26	水道料金	下水道課	現年分	98.0%	99.1%	99.2%	97.7%	97.7%	97.5%
			滞納繰越分	87.0%	87.0%	87.0%	65.1%	62.2%	64.3%
27	診療費	市立病院	現年分	97.5%	97.6%	97.7%	97.6%	97.6%	98.0%
			滞納繰越分	35.0%	30.0%	30.0%	29.0%	27.5%	23.4%
28	病後児保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
29	延長保育料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
30	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
31	保育園主食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
32	保育園通園バス利用料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-	-	-	-
33	保育園副食費	さくら保育園	現年分	設定なし	設定なし	設定なし	-	-	100.0%
			滞納繰越分	設定なし	設定なし	設定なし	-	-	-

債権放棄及び不納欠損状況

(別表2)

(単位:千円)

No.	債権名	所管課	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
			債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額
1	市税	収納課	不要	12,880	188,453	不要	10,880	155,382	不要	10,957	147,964
2	国民健康保険税	収納課	不要	9,754	188,053	不要	18,533	156,134	不要	18,705	140,583
3	介護保険料	収納課	不要	2,448	14,769	不要	2,026	12,258	不要	3,371	8,300
4	後期高齢者医療保険料	収納課	不要	178	4,666	不要	352	4,326	不要	1,048	3,664
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	不要	596	5,868	不要	234	4,819	不要	196	3,844
6	公共下水道使用料	下水道課	不要	462	11,316	不要	318	12,911	不要	550	16,167
7	地城下水道使用料	下水道課	不要	113	3,140	不要	139	3,241	不要	193	3,460
8	保育料徴収金(公立)	こども未来課	不要	441	957	不要	24	879	不要	42	583
9	保育料徴収金(私立)	こども未来課	不要	606	7,423	不要	106	4,458	不要	676	2,802
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	こども未来課	不要	0	1,155	不要	0	745	不要	0	695
11	児童扶養手当返還金(不正利得)	こども未来課	不要	0	6,899	不要	0	6,478	不要	0	7,594
12	堤防道路水面使用料	建設課	不要	0	62	不要	0	0	不要	0	9
13	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
14	生活援助員派遣入所者手数料	介護保険課	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
15	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	不要	2,920	82,176	不要	6,390	72,795	不要	100	68,775
16	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	不要	対象なし	17,983	不要	6	19,684	不要	5,820	12,960
17	生活保護費不正受給損害賠償金	生活支援課	0	0	5,365	0	0	5,365	0	0	5,365

No.	債権名	所管課	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
			債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額	債権放棄額	不納欠損額	未収額
18	市有土地建物貸付料	公共施設管理室	0	0	7,415	2,716	2,716	4,868	509	509	3,141
19	奨学資金貸付金	学校教育課	0	0	3,443	0	0	1,647	0	0	2,067
20	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	不要	0	126	不要	0	371	不要	0	791
21	公費医療費第三者行為返還金	健康増進課	0	0	30	0	0	30	0	0	30
22	公営住宅使用料	都市計画課	448	676	5,969	0	72	6,584	778	848	6,465
23	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	0	0	3	0	0	0	0	0	66
24	市営駐車場使用料	都市計画課	683	733	251	18	18	193	0	0	210
25	住宅新築資金貸付金	人権男女共同参画課	2,227	31,156	216,254	104,019	116,705	95,384	20,624	20,624	72,038
26	水道料金	上水道課	141	141	19,423	1,584	1,558	19,420	1,033	1,013	23,147
27	診療費	市立病院	1,075	2,182	13,915	1,756	1,756	13,279	0	60	13,255
28	病後児保育利用負担金	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	延長保育料	さくら保育園	不要	0	0	不要	0	0	不要	0	0
30	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	保育園主食費	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	保育園通園バス利用料	さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	保育園副食費	さくら保育園	-	-	-	-	-	-	0	0	0
合計			4,574	65,286	805,114	110,093	161,833	601,251	22,944	64,712	543,975

目標収納率

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率(%)		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	市税	収納課	現年分	99.0%	99.1%	99.1%
			滞納繰越分	28.5%	28.6%	28.7%
2	国民健康保険税	収納課	現年分	94.7%	94.8%	94.9%
			滞納繰越分	25.0%	25.1%	25.2%
3	介護保険料	収納課	現年分	99.6%	99.6%	99.7%
			滞納繰越分	34.8%	34.9%	35.0%
4	後期高齢者医療保険料	収納課	現年分	99.7%	99.7%	99.7%
			滞納繰越分	40.0%	41.0%	42.0%
5	公共下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
6	公共下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
7	地域下水道使用料	下水道課	現年分	98.0%	98.0%	98.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
8	保育料徴収金(公立)	こども未来課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
9	保育料徴収金(私立)	こども未来課	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	40.0%	40.0%	40.0%
10	児童扶養手当返還金(不正利得)	こども未来課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	20.0%	20.0%	20.0%
11	児童扶養手当返還金(不当利得)	こども未来課	現年分	90.0%	90.0%	90.0%
			滞納繰越分	10.0%	15.0%	20.0%
12	堤防道路水面使用料	建設課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	100.0%	-	-
13	老人福祉施設措置費徴収金	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
14	生活援助員派遣入所者手数料	介護保険課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
15	生活保護費返還金78条(不正利得)	生活支援課	現年分	18.0%	19.0%	20.0%
			滞納繰越分	7.3%	7.4%	7.6%
16	生活保護費返還金63条(不当利得)	生活支援課	現年分	84.0%	85.0%	86.0%
			滞納繰越分	9.0%	9.2%	9.4%
17	生活保護費不正受給損害賠償金	生活支援課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	1.2%	1.2%	1.2%

(別表3)

No.	債権名	所管課	区分	目標徴収率(%)		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
18	市有土地建物貸付料	公共施設管理室	現年分	99.0%	99.0%	99.0%
			滞納繰越分	7.0%	9.0%	10.0%
19	奨学資金貸付金	学校教育課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
20	国民健康保険診療費不当利得債権	健康増進課	現年分	85.0%	85.0%	85.0%
			滞納繰越分	90.0%	90.0%	90.0%
21	公費医療費第三者行為返還金	健康増進課	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	100.0%	-	-
22	公営住宅使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	30.0%	30.0%	30.0%
23	市営住宅駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
24	市営駐車場使用料	都市計画課	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	40.0%	30.0%	30.0%
25	住宅新築資金貸付金	人権男女共同参画課	償還率	96.5%	97.0%	97.5%
26	水道料金	上水道課	現年分	97.7%	97.8%	97.9%
			滞納繰越分	65.0%	66.0%	67.0%
27	診療費	市立病院	現年分	-	-	-
			滞納繰越分	35.0%	70.0%	100.0%
28	病後児保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
29	延長保育料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
30	一時預かり保育利用負担金	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
31	保育園主食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
32	保育園通園バス利用料	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-
33	保育園副食費	さくら保育園	現年分	100.0%	100.0%	100.0%
			滞納繰越分	-	-	-